

派遣労働者として雇入れようとするときの明示

（労働者派遣法第31条の2第2項）

令和 年 月 日

〇〇 〇〇 殿

（事業所名）

（許可番号）

協定対象派遣労働者であるか否か	<input type="checkbox"/> 協定対象派遣労働者である（当該協定の有効期間の終了日： 年 月 日） <input type="checkbox"/> 協定対象派遣労働者ではない								
昇給・賞与・退職手当の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・昇給（有〈時期、金額等〉、無） ・賞与（有〈時期、金額等〉、無） ・退職手当（有〈時期、金額等〉、無） 								
派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項	<p>(1) 苦情の申し出先・処理方法・連携体制</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 25%;">派遣先（部署）</td> <td style="width: 25%;">（役職）</td> <td style="width: 25%;">（氏名）</td> <td style="width: 25%;">（電話）</td> </tr> <tr> <td>派遣元（部署）</td> <td>（役職）</td> <td>（氏名）</td> <td>（電話）</td> </tr> </table> <p>(2) 苦情処理方法</p> <p>① 派遣先における(1)に記載の者が苦情の申し出を受けた時は、直ちに派遣先責任者へ連絡し当該派遣先責任者が中心となり誠意をもって遅滞なく当該苦情の適切かつ迅速な処理を図り、その結果について必ず派遣労働者に通知します。</p> <p>② 派遣元における(1)に記載の者が苦情の申し出を受けた時は、直ちに派遣元責任者へ連絡し当該派遣元責任者が中心となり誠意をもって遅滞なく当該苦情の適切かつ迅速な処理を図り、その結果について必ず派遣労働者に通知します。</p> <p>③ 派遣先及び派遣元は、自らでその解決が容易であり即日処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。</p>	派遣先（部署）	（役職）	（氏名）	（電話）	派遣元（部署）	（役職）	（氏名）	（電話）
派遣先（部署）	（役職）	（氏名）	（電話）						
派遣元（部署）	（役職）	（氏名）	（電話）						